

滋 琵 保 再 生 第 238 号

令和 7 年(2025 年)6 月 5 日

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

会長 深町 加津枝 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について（諮問）

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第 6 条では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画を策定することとしています。

つきましては、現計画の計画期間が令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間となっていることから、同計画の改定に際し、貴審議会に以下の点を踏まえた意見を求めます。

1 計画改定の必要性

現在も水上バイクを中心としたプレジャーボートの騒音による生活環境被害が生じていることや、外来魚問題に対するレジャーの側面からの取組を継続する必要があるため。

2 主な諮問事項

- (1) コロナ禍を経た中での琵琶湖のレジャー利用（プレジャーボート等）を取り巻く環境の変化や琵琶湖のレジャー利用の状況の変化を踏まえた見直しについて
- (2) 多様な利用者（県外からの利用者等）への琵琶湖ルールの周知について
- (3) 新たな外来魚問題（チャンネルキャットフィッシュ）への対応について